

経済産業省

20250707電委第1号
令和7年7月10日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

「2022年度以降のインバランス料金制度について（中間とりまとめ）」を踏まえたインバランス料金制度の改正に関する建議について

インバランス料金制度については、令和4年度からの制度開始以来、kW需給ひっ迫時補正インバランス料金の上限価格を200円/kWhとする暫定措置が継続しています。

今般、当該暫定措置等について、制度設計・監視専門会合での議論の結果、見直しを行い、「2022年度以降のインバランス料金制度について（中間とりまとめ）」を改定しました。

については、本とりまとめを踏まえてインバランス料金制度を改正することが電力の適正な取引の確保を図るために必要があると認められることから、電気事業法第66条の14第1項の規定に基づき、貴職に建議いたします。

「2022 年度以降のインバランス料金制度について（中間とりまとめ）」の主な改定事項

- kW 需給ひっ迫時補正インバランス料金の C の値（上限価格）を、令和 8 年度からは当面の間、300 円/kWh とし、インバランスの発生やインバランス料金の状況等を監視し、必要に応じて更に見直しを行う。
- kW 需給ひっ迫時補正インバランス料金の D の値を、令和 8 年度からは当面の間、50 円/kWh とし、インバランスの発生やインバランス料金の状況等を監視し、必要に応じて更に見直す。
- 閾値以上の価格が一定期間以上連続して発生した場合には、一時的に kW 需給ひっ迫時補正インバランス料金の上限価格を引き下げる制度（累積価格閾値制度：cumulative price threshold）を令和 8 年度から導入する。

【累積価格閾値制度】

- 期間設定：対象日の直前 7 日間。
 - 閾値設定：スポット市場価格（エリアプライス）200 円/kWh 以上の累積発生コマ数が 30 コマに到達。ただし、沖縄エリアについては、指標をインバランス料金とする。
 - 閾値を超えた場合の上限価格：閾値に到達した翌日から補正インバランス料金の上限価格を電力使用制限令の措置を参考に 100 円/kWh とする。
 - 解除要件：対象日の直前 7 日間の 100 円以上の累積発生コマ数がゼロになった時点。
- 日本卸電力取引所における時間前市場の情報公表の拡充については、今後、エリアを分割した情報公表を行う方向で検討を進め、時期については、次回日本卸電力取引所のシステム更新を行う予定である令和 8 年 4 月からの実施を目指して、日本卸電力取引所等における検討を進めていく。